

出雲市建築関係工事における入札時積算数量書活用方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建築関係工事の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築関係工事 都市建設部建築住宅課及び教育委員会教育部教育施設課が設計又は監督する営繕工事をいう。
- (2) 数量基準 公共建築工事積算基準（平成15年3月31日付け国営計第196号）第5（3）に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。
- (3) 積算数量 工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基づき発注者が算出した数量をいう。
- (4) 入札時積算数量書 発注者が入札時において積算数量として、公共建築工事積算基準第4に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面をいう。
- (5) 工事費内訳書 「工事費内訳書の提出について」（平成27年3月6日付け国地契第84号、国官技第279号、国営計第107号）又は「工事費内訳書の提出について」（平成27年3月6日付け国営管第560号、国営計第114号）に基づき、第1回の入札において入札参加者から提出される工事費内訳書をいう。

(対象工事)

第3条 対象となる工事は、競争入札に付する全ての建築関係工事とする。

(対象工事である旨の明示等)

第4条 発注者は、設計図書の様書裏面その他特記事項に、「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である旨を明記するものとする。

2 本方式を適用する工事においては、契約締結後に、入札時に発注者が示した積算数量に疑義が生じたときは、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことに合意する。

- 3 受注者は、入札時に発注者が示した積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- 4 発注者は、前項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
- 5 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、訂正を行わなければならない。
- 6 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、出雲市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という）第25条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における契約約款第25条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

（実施方法）

第5条 入札時積算数量書活用方式の実施手続きについては、次に定める。

(1) 入札時積算数量書の取扱い

入札時積算数量書は、入札公告時の添付資料として、公開するものとする。

入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に基づく工事費内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

(2) 入札時積算数量書に対する質問

入札時積算数量書は、契約約款第1条に定める設計図書に該当しないことから、入札参加者は、記載された内容について質問することはできない。

ただし、契約締結後に、受注者は、これに記載されている積算数量に疑義が生じた場合には、積算数量に関する協議を求めることができる。

(3) 工事費内訳書の取扱い

提出された工事費内訳書は、厳重に管理し、(5) に規定する場合に該当するかどうかを確認する際に用いるものとする。

(4) 請負代金内訳書の提出

契約後に、契約約款第3条第1項に基づき請負代金内訳書の提出を求める場合、請負代金内訳書の内容は、入札時積算数量書に掲げる工事内訳、種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に対応する金額を表示するものとする。

(5) 積算数量に関する協議

受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

受注者からの請求による の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議（発注者が請求する場合を含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行う建築関係工事に適用する。